

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	渥美 誠	
出席	副会長 (職務代理者)	田中 光義	
出席	副会長	辻 義則	
出席	副会長	伊藤 豊	
出席	委員	鷺野 則美	
出席	委員	服部 貢	
出席	委員	浅井 佐智子	
出席	委員	三輪 時広	
出席	委員	大橋 一之	
出席	委員	加藤 博由	
出席	委員	伊藤 里海	
出席	委員	山田 真弘	
出席	委員	日榮 隆広	
欠席	委員	加藤 さゆみ	
出席	委員	沖 龍彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礒 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和3年6月21日（月） 午前9時00分から午前9時31分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（14人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 6 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 7 号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、  議席番号 7番 大橋 一之 委員  議席番号 9番 伊藤 里海 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 992 1527 1429"> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>決定第3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請13件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請	13件	議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請	1件	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請	8件	決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	21件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	5件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	1件		3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	8件		4. 現況証明願	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	10件
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請	13件																										
議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請	1件																										
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請	8件																										
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	21件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	5件																										
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	1件																										
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	8件																										
	4. 現況証明願	2件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	10件																										
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から13番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、13件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																											

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 6号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請13件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は申請地に隣接した土地に共同住宅を所有しております。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を共同住宅の駐車場として利用していました。深く反省しております。必要最低限の部分を分筆し、残地については今まで通り畑として利用していきたいと考えております。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、柚木町の賃貸住宅にて、夫婦2人で生活しております。今後家族が増えることを考えると現在の住まいでは手狭であり、住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、いくつかの不動産屋を回ったり、本家近くの土地所有者に直接、相談しましたが土地を確保することはできませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和62年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて農産食品の加工業を営んでおります。現在、本社敷地内は業務拡張により工場のスペースが増え、パレットなど様々な資材を効率よく稼働することができなくなってきたので、申請地北側の宅地建物を利用しています。ところが、従業員が訪れたり、資材を保管するために来る際に駐車場スペースがないため、困っていました。そこで、申請地の所有者に実情を説明したところ、駐車場として譲り受ける話し合いができました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。

（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地にて夫婦と子2人の4人で生活しております。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。また、両親に子どもの面倒を見てもらい、将来的には両親を支えたいと思い、できるだけ実家の近くに自己用住宅を建築したいと考えました。そこで、両親に相談したところ、計画を歓迎してくれ、土地選定に入りました。申請者夫婦及び父、祖母は土地を所有しておらず、建築可能な土地は母所有の土地である申請地のみでした。母も快諾してくれ、今般の申請にて、母が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成4年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて植木の生産、販売及び造園工事、造園資材の販売を行っております。事業として畑土を買い取りし、畑に土入れをしたい方や、花壇を作りたい方へのニーズに対応するため保管し、注文があるごとに販売をしております。現在、市内の別の場所に畑土置場がありますが、面積が小さいため、どうしても高く積んでしまい、風の強い日には近隣に迷惑をかける状況となっております。そこで、別の畑土置場を検討し、面積的に十分で、近隣への迷惑も少ないと思われる申請地を選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、畑土置場として利用する計画です。

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 一時転用の申請です。申請者は佐織地区工業用地にて工事を行っております。工事予定地内には工事関係者の駐車場用地がなく、便宜上工事予定地周辺での駐車場の確保が工事を行う上で必要です。工事予定地周辺で利用可能な土地を検討し、申請地が他の農地への影響も少なく適当と判断しました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。なお、契約期間終了後は農地として復元いたします。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和3年4月より住所地にて一人で生活しております。就職の都合で一人暮らしをしておりますが、両親が非常に心配しており、毎週の様子を見るためにやってきております。現状の生活を見たらうえて、両親が話し合いをし、母が移り住んで生活を支えてくれることとなりました。もともとの土地が広いわけではなく、車を止めるスペースも1台しかなかったため、母の車を止めるために敷地の拡張が必要となりました。そこで、隣接地所有者に話をしたところ快く同意していただきました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場および物干し場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、建物建築から外構工事までを請け負う建築業を主とした事業を、草平町に営業所を置いて営んでいます。これまでは西保町の資材置場を利用していましたが、営業所より離れており作業効率が悪く、手放すことになりました。早急に代替りの資材置場を用意する必要があり、営業所近隣の土地を探したところ、宅地や雑種地などでは適当な土地がなく、申請地を譲っていただける運びとなりました。今回の申請にて申請地を借り受け、資材置場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦と子1人の3人で生活しております。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。できるだけ実家の近くに自己用住宅を建築したいと考え、条件にあう土地を探すことにしました。なかなか条件に合う土地がみつかりませんでした。幸い、祖母が所有する申請地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、祖母が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番から 21 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第 3 号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 21 番、全体筆数は 90 筆、面積は 63,569 m<sup>2</sup> です。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、20 名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜 です。愛知県知事同意は令和 3 年 6 月 3 日、愛知県農業振興基金同意は令和 3 年 6 月 7 日、公告年月日は令和 3 年 6 月 30 日、契約開始年月日は令和 3 年 7 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 3 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、10件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

会長

これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時31分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年6月21日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 7番委員

大 橋 一 之

議事録署名者

議席番号 9番委員

伊 藤 里 海